

## 会 議 録

教育長	<p>令和3年度第17回沖縄市教育委員会臨時会をこれから開会いたします。はじめに事務局より、本日の会議について説明をお願いいたします。</p> <p>教育総務課長より、出席者及び議事日程について説明。</p>
教育長	<p>本日の会議録の署名については、城間一委員を指名いたします。</p> <p>それでは日程第1、議案第21号「沖縄市立学校施設等使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。</p>
学務課長	<p>それでは議案第21号「沖縄市立学校施設等使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則」説明いたします。</p> <p>学務課長より、別紙「沖縄市立学校施設等使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則」のとおり説明。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。</p>
下地委員	<p>4 ページの新旧対照表について、現行の「市内教育隣組」が改正案で削除されているのは、現在はそのような団体が存在しないということでしょうか。</p>
教育部長	<p>「市内教育隣組」につきましては、名称が「こども会」に変わったときに改正するのを失念しておりまして、今回の改正案につきましても「こども会」が抜けておりましたので、大変申し訳ございませんが、改正案の中に「こども会」を新たに追加させていただけないでしょうか。</p>

## 会 議 録

教育長	委員の皆さま、ただいま事務局より「こども会」について失念していた部分があったとして、改正案に盛り込みたいという提案がでておりますが、新たに名称を追加してもよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
嘉納委員	使用料について、個人単体でも減免になるのか、団体でしか減免にならないのかどちらでしょうか。
学務課長	沖縄市 PTA 連合会で例えさせていただきますが、各学校の PTA 単体、連合会のような団体のどちらでも減免可能となっております。
嘉納委員	「こども会」について、対象団体のほとんどが連合会や協議会といったものとなっておりますので、「沖縄市こども会育成連絡協議会」という団体の名称を追加した方が、単体と団体の両方で減免を受けることができるのではないのでしょうか。
教育部長	すぐにお答えするのは難しいので、字句訂正について教育長に一任していただければ調整いたします。よろしく願いいたします。
教育長	今のところ市レベルでの団体の名前の記載しかありませんが、細部の部分について各学校ごとあるいは青年会だとか地域ごと、そういったところも減免の対象にしていきたいと考えておりますので、その部分の追加文言については教育長へ一任していただけたらと思います。よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。

## 会 議 録

教育長	他に質疑等はありませんか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、議案第 21 号「沖縄市立学校施設等使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、一部修正を加え修正案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 21 号について、一部修正を加え決定いたします。以上をもちまして「沖縄市立学校施設等使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を終了いたします。
教育長	続いて、日程第 2、議案第 22 号「沖縄市就学援助規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。
学務課長	それでは議案第 22 号「沖縄市就学援助規則の一部を改正する規則」説明いたします。  学務課長より、別紙「沖縄市就学援助規則の一部を改正する規則」のとおり説明。  以上でございます。
教育長	今回の改正は大きく分けて 3 点となっております。まず 1 点目は「児童及び生徒」を「児童生徒」に改正すること、2 点目は医療費助成が 4 月卒業までとなっております、今後は就学援助費から外れることとなっております。それから 3 点目は、GIGA スクール構想について Wi-Fi 環境の無い家庭については、Wi-Fi

## 会 議 録

	<p>ルーターを貸すことになっています。持ち帰り学習をしていくためには、それを助成していく必要があるだろうということで、今回の援助費の中に項目を入れていきたいというところがございます。その点も踏まえまして、ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。</p>
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、議案第 22 号「沖縄市就学援助規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 22 号について、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして「沖縄市就学援助規則の一部を改正する規則」を終了いたします。
教育長	続いて、日程第 3、議案第 23 号「学校規模の適正化方針について」事務局より説明をお願いいたします。
教育総務課企画調整担当主幹	<p>それでは議案第 23 号「学校規模の適正化方針について」説明いたします。</p> <p>教育総務課企画調整担当主幹より、別紙「学校規模の適正化方針について」のとおり説明。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。

## 会 議 録

嘉納委員	議案第 23 号の 3 ページ目の学校規模の適正化方針（案）の中に「市内の学校施設を有効活用した学校選択制等による通学区域の弾力化」とありますが、具体的にどのようなものなのか説明をお願いします。
教育総務課企画調整担当主幹	現在、市内の学校施設において資源を有効活用しながら、過大規模校及び大規模校から小規模校に導き、標準的な学校を目指していくものとなっております。
嘉納委員	例えば大規模校と小規模校が隣接していて、大規模校の校区内で小規模校に近いところに住んでいる場合は、子どもたちが小規模校に行きたければ行くことができるということでしょうか。
教育総務課企画調整担当主幹	沖縄市の場合は学校の規模が特別な形をしておりまして、大規模校の周りには大規模校が小規模校の周りには小規模校が隣接している形となっておりますので、ご質問のございました内容については、少し研究をしながら小規模校へ誘導できるような方策を考えて参ります。
教育長	通学区域については、一部調整区域を設けているところもございしますが、これにとどまらず今回さらに弾力化が図れないかということになります。横向きの資料の 18 ページにもありましたように沖縄市は過大規模、大規模、適正、小規模校で混在している状況でして、特に過大規模校をどうするかということが課題となっております。その中で先ほどの話しにもありましたとおり、分校や新設で作っていくとなるとかなりの年数やお金もかかってきますので、まず今何ができるかというのを考えた結果、学校選択制というのを導入していく必要があるのではないかとということで、今回提案させてもらっているところです。
嘉納委員	学校選択制は難しいですね。名護については、小規模校を

## 会 議 録

	<p>特区でやっています、子供たちは名護市から市街地へ行っていますが、名護市の教育委員会の人へ確認しましたところ大規模校の中でなかなかコミュニケーションがとれない子や不登校の子といったそういう子どもたちをそこに転出して小規模校に通わせた方がいい場合もあります。本市教育委員会では、意図したこととは違う形で子どもたちが増えるということでの課題もありますか。</p>
<p>教育部次長</p>	<p>沖縄市でも小規模校については、同様に落ち着いた環境を求める方々集まってきたり、そういった傾向が出てくるだろうと想定はしております。</p>
<p>嘉納委員</p>	<p>過大規模校について、宮里小学校の児童生徒数は今後増える傾向にありますか。</p>
<p>教育総務課企画調整担当主幹</p>	<p>推計からしますと児童生徒数は、今後はほぼ横ばいの状態となっております。人口自体は伸びておりますが、児童生徒数自体は緩やかに減っております。</p>
<p>教育部長</p>	<p>急激には減らないといった状況で、ほぼ横ばいで50年は推移しております。50年推移することがどういうことかといいますと、宮里小学校の過大規模校があと10年維持するということを示しております。その間、教育委員会は何もしないのかということになってしまいますので、教育部次長から説明のありましたとおり、新設や分校というのは土地の確保や財源も厳しいというのがございますので、今できる範囲で過大規模校を少しでも大規模校にもっていく、緩和する最善策として学校選択制を基本方針とさせていただけたらと思っております。選択地を一か所に絞るのか、複数案から選択するのかといったことについては、今後研究させていただけたらと思っています。</p>
<p>嘉納委員</p>	<p>調整区域とはどういったものでしょうか。</p>

## 会 議 録

教育総務課企画調整担当主幹	調整区域については、学校の通学区域の隙間にあたることでして、地域の道路交通状況の悪い場合に安全を考慮して設けられるグレーゾーンで、学校をどちらも選べる形となっております。
教育部次長	現在、調整区域というものがあるのですが、登校に支障があるという地域については、それを設けて学校選択ができるようにしているのですが、それは選択制を導入しているという立場ではなくて、現行の校区の中で少し弾力しているものとなっております。
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、議案第 23 号「学校規模の適正化方針について」原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 23 号について、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして「学校規模の適正化方針について」を終了いたします。
教育長	続いて、日程第 4、議案第 24 号「沖縄市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いいたします。
教育総務課長	それでは議案第 24 号「沖縄市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」説明いたします。

## 会 議 録

	<p>教育総務課長より、別紙「沖縄市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」のとおり説明。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし。</p>
教育長	<p>それでは、議案第 24 号「沖縄市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 24 号について、原案のとおり決定いたします。以上をもちまして「沖縄市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」を終了いたします。</p>
教育長	<p>続いて、日程第 5、議案第 25 号「管理職の人事異動について」は、人事に関する議案でございますので、沖縄市教育委員会会議規則第 5 条の規定に基づき非公開としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしとのお声をいただきましたので、日程第 5、議案第</p>



## 会 議 録

	<p>25号「管理職の人事異動について」は、非公開といたします。</p> <p>議案第25号「管理職の人事異動について」全会一致で可決。</p> <p>続いて、日程第6、報告事項「その他」休憩します。</p>
教育長	<p>再開いたします。これにて令和3年度第17回沖縄市教育委員会臨時会の全日程を終了いたします。大変お疲れ様でした。</p>